

静岡県公立大学法人

平成25年度 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果、内容等

ア 育成する人材

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

- ・ 全学共通科目を幅広い教養教育とするために、教務委員会内に、全学共通科目見直しの部会を設ける。(No.1)

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

- ・ 薬学教育モデル新コアカリキュラム（平成 27 年予定）の策定進行状況に即してカリキュラムと教育内容の検討を進める。(No.2)
- ・ 創薬及び育薬を主体的に担うための研究能力と問題解決能力を備えた人材を育成するために、カリキュラムの充実に向けた検討を進める。(No.3)
- ・ 新制度の薬剤師国家試験の内容を精査し、合格できる学力の充実のために教育内容の検討を進める。(No.4)

[食品栄養科学部]

- ・ 環境系新学科の設置（平成 26 年 4 月予定）と食品生命科学科の日本技術者教育認定機構（JABEE）認定（H25 年 5 月認定予定）に対応して、学部全体のカリキュラムを整備する。(No.5)
- ・ 過去の管理栄養士国家試験成績を踏まえて、学生に対する補講や模擬試験などの国家試験対策の充実を図る。模擬試験の獲得点数が低い学生に対しては個別指導を進める。(No.6)

[国際関係学部]

- ・ 初年次ゼミと併せて少人数教育の効果を最大限に発揮できるカリキュラムを構築するとともに、その導入に必要な準備作業を行う。(No.7)
- ・ 1 年・2 年全員の TOEIC-IP テスト受験を徹底する。オーラルコミュニケーションのクラスを利用した徹底指導等を通じて TOEIC 対策の拡充を図る。また、言語コミュニケーション研究センターと連携して TOEIC 試験結果の評価・分析を行い、必要に応じて新たな対策を検討する。(No.8)

[経営情報学部]

- ・ 低学年次においては、学生の個性に応じた教育方法を導入して、経営・情報・総合政策それぞれの分野の能力を伸ばし、高学年次において高いレベルでの融合を図るため、学部コース・カリキュラム検討委員会を設置し、コース制の導入について検討する。(No.9)
- ・ 簿記についての講義、補習体制を継続実施する。また、これまでの合格実績を踏まえて、卒業までに日商簿記 1 級を取得させるための方策についても検討する。(No.10)

[看護学部]

- ・ 平成 21 年度カリキュラム及び平成 24 年度カリキュラムを継続実施し、問題点を拾い出し、修正を加える。
- ・ 平成 26 年度カリキュラムを作成し、文部科学省に提出する。(No.11)
- ・ 国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を継続的に行う。(No.12)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

- ・ 薬学部 6 年制卒業生を主な対象とする薬学専攻博士課程（4 年制）の大学院教育を実施し、臨床薬学の実践や医療薬学分野での活躍のために必要な高度な能力を養成する。(No.13)
- ・ 薬科学専攻博士前期・後期課程の教育研究を継続的に推進し、創薬、衛生など幅広い分野での活躍のために必要な生命薬学を中心とした専門知識と技術を修得させる。(No.14)
- ・ 教育と研究を通して薬学と食品栄養科学を基盤とする専門知識と、本学際領域研究を遂行できる技能を涵養する。(No.15)
- ・ 日本技術者教育認定機構（JABEE）認定技術者養成及び管理栄養士養成を含む学部・大学院を通した一貫教育により高度な知識及び問題解明・解決能力を持った人材を育成する教育プログラムについて検討する。(No.16)
- ・ 研究室横断的指導体制の整備やカリキュラムの充実等に努め、食と健康に密接に関わりのある環境分野で活躍するために必要な専門的な知識及び技術と幅広い視野の涵養を図る。(No.17)

[国際関係学研究科]

- ・ 修士課程改革委員会を中心に、現行の教育体制の点検を行い、改善に向けて検討を進める。(No.18)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・ 博士後期課程の完成年度を迎え、最初の博士論文審査を慎重に進めるとともに、博士後期課程の運営に関する問題点を洗い出し、改善を図る。また、修士課程と博士後期課程の連動性を図るため、博士後期課程の推薦入試制度等に関して検討を行う。(No.19)

[看護学研究科]

- ・ 看護実践の質の向上及び教育・研究を積極的に推進するために必要な優れた倫理的判断力や保健医療の国際化・情報化に対応できる能力の涵養を図る。(No.20)
- ・ 国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を継続的に行う。(No.21)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 広範囲にわたって開講されている教養科目の実施を継続するとともに、新学習指導要領に対応した検討を行う。また、3 学科教員がオムニバス形式で開講している学科共通科目について、連携教育の実態を評価・考察する。(No.22)
- ・ 看護学科においては、募集停止後、少人数型授業・双方向型授業等の学習を継続するため、廃学科までの教育・実習体制を検討する。
- ・ 歯科衛生学科においては、各専門科目では歯科衛生過程（歯科衛生士の思考プロセス）に従い、特に歯科衛生アセスメント、目的・目標設定と関連させた講義・演習を行い、書面化（業務記録の作成）についての実践の機会を設ける。
- ・ 社会福祉学科においては、保育士養成の新カリキュラムの検証を引き続き行い、科目の開講時期等の改善に向けて検討する。また、介護福祉士養成課程に医療的ケアの科目が追加されることに伴い、カリキュラム全体を見直し、新カリキュラムを編成する。(No.23)
- ・ 看護学科では、国家試験合格に必要な学力の形成のために、補講や模擬試験、チューターによる個別指導を継続して行う。また、看護師国家試験問題 Web 法人サービスの利用促進を図る。
- ・ 歯科衛生学科では、歯科衛生の基礎知識及び判断力を培うことを目的に、国家試験受験準備教育を行う。
- ・ 社会福祉学科では、平成 27 年度以降卒業生を対象として開始される介護福祉士国家試験対策のための準備を行う。(No.24)

イ 入学者受入れ

- ・ オープンキャンパス、県内国公立4大学合同説明会、大学見学、高校訪問、新入生による母校訪問を通じて入試広報を行う。
- ・ 県内高等学校長との懇談会を開催し、入学者選抜のあり方に関する情報交換を行う。
- ・ 入試問題に関する懇談会を開催し、高校教員と意見交換を行う。(No.25)
- ・ 学部ごと、入学した学生の能力・適性を把握・検証し、入学者選抜内容の工夫や改善を図る。
- ・ 各学部において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）等の検討を行い、学生募集要項、ホームページの内容を見直す。
- ・ 今後の入試問題の作問・点検体制について検討を始める。(No.26)
- ・ 学力検査問題検討委員会作問部会及び点検部会（学内専門委員会・学外専門委員会）を的確に運営する。また、入試問題の事後点検を合格発表前に行う。(No.27)

ウ 教育課程と教育方法

- ・ 部局間連携により全学的、部局横断的に取り組む教育活動の導入の検討を進める。
- ・ 部局間連携による異分野融合教育の実践として、国際関係学部と経営情報学部の専門科目として学部間共通科目（仮称）を導入するため、両部局間で導入する科目の具体的内容の検討を行う。(No.28)
- ・ 全学及び各部局における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）をホームページ等に掲載するなど、周知に努める。(No.29)
- ・ 学生による授業評価や教員相互評価などのFD活動と連携し、学生の学修意欲の向上と理解の促進を検証しつつ、各部局の教育の特色に応じた授業形態や授業方法の拡充に努める。また、学習アドバイザー制度等を通じて適切な履修指導や教育研究指導を行う。(No.30)

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

<教養教育>

- ・ 全学的に取り組む教養教育（全学共通科目）については、日本語運用能力育成の拡充・強化とともに、応用力を兼ね備えた基礎教養を育むことに努める。また、各学部が独自に提供する同種の教職科目について、全学共通科目への一元化を図るため、対象となる科目を担当する部局等において検討を進める。(No.31)
- ・ 英語による授業の一環として「英語で学ぶ日本語学」を全学共通科目として開設し、更なる英語教育の充実を図る。(No.32)
- ・ ワークブックによる自律TOEIC学習を継続して実施するとともに、「TOEFL 留学英語」を全学共通科目として新設する。(No.33)
- ・ 正課内外におけるキャリア教育やキャリア形成支援事業が充実している大学の事例を研究する。
- ・ 社会貢献活動に関わる学生団体の活性化を図って開催している全国シンポジウムを継続する。(No.34)
- ・ キャリア形成支援事業及び就職支援事業について、キャリア支援センターと各学部・研究科とによる総合的な支援に向けて、両者の間の連絡・調整を強化する。(No.35)
- ・ 大学における学習の基礎的なスキルや幅広い知識を身につけさせるとともに、能動的・自律的な学習態度を養い、基礎教育から専門教育へのスムーズな展開を図るため、全学的な教養教育及び各学部の基礎教育において、これまでの初年次教育を検証しつつ、より効果的な初年次教育プログラムとなるよう充実に努める。(No.36)

<専門教育>

[薬学部]

- ・ 新モデル・コアカリキュラムに対応した実務実習事前学習及び病院・薬局実習の環境及

び教育体制を充実させるとともに、教員主導型実務実習体制を継続するために担当教員の臨床現場における実務研鑽を絶え間なく行う。(No.37)

[食品栄養科学部]

- ・ 日本技術者認定機構(JABEE)の審査(平成24年度認定申請)において要改善との指摘を受けた事項を改善し、継続的改善のためのシステムを構築する。(No.38)
- ・ 理科教諭免許取得に必要な科目について検討する。また、栄養教諭免許取得のためのカリキュラムについて、他大学の事例を調査・研究する。(No.39)
- ・ 環境系新学科のカリキュラム及び教育方法について、最適な修業期間(4年間)分の全体計画と、1年次の詳細な計画を策定する。(No.40)

[国際関係学部]

- ・ 平成26年度からの新カリキュラム実施に向け、初年次におけるゼミの導入を中心として、学生のニーズとグローバル化に対応できるよう、現行カリキュラム全体の大幅な改善を図る。(No.41)

[経営情報学部]

- ・ 現行のカリキュラムに対し、文理融合・多分野融合・イノベーションの視点から問題発見・解決能力を学生に付与することができるような、コース制に対応したカリキュラムの改訂について検討を行う。(No.42)

[看護学部]

- ・ 平成21年度カリキュラムの問題点を修正することと並行して、それらを平成24年度カリキュラムに反映させて実施する。
- ・ 平成26年度カリキュラムを作成し、文部科学省に提出する。(No.43)

b 大学院課程

- ・ 大学院における教育・研究を強化、充実させるため、全ての専門分野において複数指導体制を継続するとともに、必要に応じて改善を図る。(No.44)

[薬食生命科学総合学府]

- ・ 県立総合病院薬学教育・研究センターでの臨床研究及び研究教育を引き続き進める。また、名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携事業を引き続き推進し、薬学基礎教育及び薬剤師リカレント教育における教育連携プログラムを継続的に実施する。また、薬物療法研修会を大学院教育の一環として実施する。(No.45)
- ・ 薬剤師国家試験の受験資格を持たない薬科学専攻博士前期課程の修了生の進路を検証する。また、薬科学専攻博士後期課程の教育研究を実施し、指導的立場の人材の育成を目指した教育・研究指導プログラムを引き続き推進する。(No.46)
- ・ 外部講師の招聘を含めた薬食生命科学専攻が主催する特別講義を積極的に開催し、薬食学際領域研究を遂行できる人材育成のための教育体制を充実する。(No.47)
- ・ 国際性を備え、食品・栄養分野での社会貢献に資する学生の育成に必要な教育プログラムを見直し、その到達目標、授業内容、成績評価方法、学位論文審査基準などを精査する。(No.48)
- ・ 食品栄養科学部環境系新学科の設置計画(平成26年4月予定)に対応した学部から大学院までの一貫教育体制を確立するため、カリキュラムの改善、連携大学院やインターンシップ等の拡充を図る。(No.49)

[国際関係学研究科]

- ・ 本研究科の人材育成の目標を踏まえ、カリキュラムの点検を行うとともに、研究科に附設するセンターを中心とした研究活動及びその成果を授業に取り込む方法等について検討

する。

- ・ 本研究科における留学生のための日本語教育の体制を点検し、改善に向けて検討を進める。(No.50)
- ・ グローバル社会において英語・国語教員に求められる条件を踏まえ、本研究科の教育体制を点検し、改善に向けて検討を進める。(No.51)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・ 現行のカリキュラムに対し、文理融合・多分野融合・イノベーションの視点から問題発見・解決能力を学生に付与するため、学部で導入を検討するコース制を踏まえて、カリキュラムの改訂について検討を行う。
- ・ 地域経営研究センター、医療経営研究センターにおいては、リカレント教育に貢献するため、社会人学習講座、各種セミナーを運営・実施するとともに、必要に応じて改善を図る。(No.52)

[看護学研究科]

- ・ 新たな看護実践（ナースプラクティショナー等）に対応する看護師教育を検討する。(No.53)
- ・ 県立静岡がんセンター及び県内の病院等保健医療機関と連携して実習や研究を継続実施する。(No.54)
- ・ 精神看護学、小児看護学分野の専門看護師(CNS)コースに対応した科目を配置し、教育を実施する。
- ・ 小児看護学分野において専門看護師養成課程の認定を申請する。(No.55)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 現在開講されている「情報処理演習」及び「情報の活用」に加えて、情報化社会の市民生活にふさわしい情報系教養科目の平成26年度新設を検討する。
- ・ 実習施設及び学生との意見交換を密に行い、社会のニーズに見合った教育を実施するために、各領域の講義や実習内容、方法の検討を継続して行い、実習教育の質的向上を図る。(No.56)
- ・ キャリア支援センター分所を中心として、キャリア形成支援及び就職支援を実施できるように教職員が連携して情報の共有化を図る。(No.57)

エ 卒業教育

- ・ 定期的な研修会の開催や最新の学術情報の提供など、卒業後も体系的な知識や技術の修得ができるよう、卒業生のニーズに応じたフォローアップ教育を実施する。(No.58)

オ 成績評価

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ GPAを基礎としたCAP制度の円滑な導入を目指すため、1年間試行して、その結果を検証する。(No.59)

b 大学院課程

- ・ シラバス等に記載した授業の到達目標、成績評価基準及び学位論文審査基準等に基づき、適切な成績評価及び学位論文審査を行うとともに、必要に応じて基準の見直しやシラバス等の改善を行う。(No.60)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 成績評価の基準について、シラバスの中で学生に分かりやすく掲示されているか検証を行う。(No.61)

(2) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・ 部局横断・連携の取組を検討・調整するため、「全学的な重点課題」に関する「全学連携・融合事業推進委員会」（仮称）を設置する。(No.62)
- ・ 教員活動評価制度を踏まえて、教務委員会及び学生委員会が中心となり、学部間及び短期大学部との教育協力を継続し、学内教員の相互交流を推進する。(No.63)
- ・ 正課内外の講義に、先進的な研究機関、民間企業や臨地実習先等からの講師の招聘に努めるほか、県内高等教育機関との連携講義などを行う。(No.64)

イ 教育環境の整備

- ・ 施設・設備の劣化度、利用頻度、重要度等を踏まえ、全学的な視点に立って、イニシャルコスト及びランニングコストを勘案した中長期的な改修・更新計画を策定する。
- ・ 組織改編等を見据え、施設の全学的な有効利用策を検討する。(No.65)
- ・ 全学的な教育活動に沿った図書館資料の整備充実に努め、機宜に適った図書館企画等を行うことで図書館資料や施設の利用促進に努める。(No.66)
- ・ 全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。(No.67)
- ・ 情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク機器の更新、老朽化した光ケーブルの敷設替えを行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。(No.68)

ウ 教育力の向上

(7) 教員の能力開発

- ・ 効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組む先進的な事例の調査、研修、プロジェクトを支援し、全学的な取組へと拡充を図る。(No.69)
- ・ 教員間での公開授業、相互評価、学生を交えた意見交換会などを行うとともに、先進的な事例を調査し、授業改善につながる効果的方法を検討する。(No.70)

(4) 教育活動の改善

- ・ 各学部等の特色や実情に応じ、同窓会、ホームカミングデイ等を開催するほか、ホームページ等の活用を図り、教育の成果（評価）に係る意見を聴く機会を設ける。その結果をFD委員会、教務委員会等と連携して教育活動に反映させる。(No.71)
- ・ 各学部、研究科ごとに学生による授業評価アンケートの結果を教員にフィードバックするとともに、教育の質の改善につながる取組について先進的な事例を調査し、組織的な取組を検討する。(No.72)

(3) 学生への支援

ア 学習・生活支援

- ・ 図書館活用講座等の各種講習会の開催及び全学共通科目「情報検索実習」における「図書館での情報検索方法」の授業等を継続して行う。
- ・ 図書館利用者の急増する試験前と試験期間中について、土曜日の開館時間の延長を検討する。(No.73)
- ・ 随時に学生の学修に関する相談や意見を聴くとともに、定期的な意見交換会を開くなど、学生のニーズを踏まえた学習環境の改善に努める。(No.74)
- ・ 留学生を支援するため、カンパセーションパートナー制度、留学生ガイダンス、各種交流会を継続するとともに、地域や他の機関との連携を強化する。(No.75)
- ・ 定期健康診断の受診率を向上させるための対策を検討する。
- ・ 学生に対する健康づくりの啓発活動を継続する。
- ・ メンタルヘルスカウンセリングの充実に努めるとともに、カウンセラーと教員との連携を

密接にする。

- ・ 短期大学部においては、定期健康診断の受診率を維持し、学生の健康づくりの啓発活動を継続する。また、メンタルヘルスカウンセリングの充実を図る。(No.76)
- ・ 各種の財団及び企業等へ訪問するなど、奨学金の確保に努める。(No.77)

イ 進路支援

- ・ 応募書類の作成指導や面接対策指導などを行う臨時の専門アドバイザー及び研究職・開発職を目指す理系学生へ専門的な立場から就職指導を行う理系アドバイザーによる個別相談を拡充する。
- ・ 求人開拓員による会社訪問を継続する。
- ・ 学内における企業の人事担当者などによる会社説明会への参加企業数を拡充する。
- ・ 短期大学部においては、キャリア支援センター分所を通じ、就職に関する情報収集・情報提供、就職ガイダンスなどを実施するとともに、資格取得における課題の克服を支援する等、キャリアアドバイスの充実を図る。(No.78)
- ・ キャリア支援センターが中心となり、各学部、研究科と連携し、学生の進路希望や就職・進学等の状況の早期かつ的確な把握に努める。
- ・ 学生の進路希望や就職・進学等の状況の把握に基づき、求人情報の提供や個別相談などの支援を行う。(No.79)
- ・ 幅広い卒業生に対してキャリア形成支援事業及び就職支援事業に関する協力を依頼できるよう、卒業生との連携について、他大学の方策を事例調査する。
- ・ 短期大学部においては、現在実施している卒業生との連携や面談会を継続するとともに、就職情報の入手に努める。(No.80)
- ・ 短期大学部においては、引き続き実施するキャリア形成支援のための講座の内容について、就職活動に必要な問題解決力、対人関係力、自己表現力等の充実を図り、学生のキャリア意識の涵養に努める。(No.81)
- ・【再掲】キャリア形成支援事業及び就職支援事業について、キャリア支援センターと各学部・研究科とによる、総合的な支援に向けて、両者の間の連絡・調整を強化する。(No.35)

ウ 社会活動支援

- ・ 静岡市との連絡会を開催し、学生の社会活動の参加意欲と地域ニーズのマッチングを行う。(No.82)
- ・【再掲】正課内外におけるキャリア教育やキャリア形成支援事業が充実している大学の事例を研究する。
- ・ 社会貢献活動に関わる学生団体の活性化を図って開催している全国シンポジウムを継続する。(No.34)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び成果

ア 静岡県立大学

- ・ 部局間連携により全学的、部局横断的に取り組む研究活動を検討し、導入を図る。(No.83)

[薬学部・薬学研究院、食品栄養科学部・食品栄養環境科学研究院]

- ・ 薬食生命科学総合学府を基盤として、健康長寿の実現の鍵となる学際的な生命科学及び薬食実践科学の教育及び研究を推進する。
- ・ 薬食実践科学研究の展開のために、栄養管理と薬剤管理の緊密な連携の可能なモデル施設との共同研究体制の構築を目指す。(No.84)

[薬学部、薬学研究院]

- ・ 生活習慣病、がん、感染症など重要性の高い疾病の病因、治療、予防に関する研究、臨

床薬学研究並びに国民の安全安心に関わる健康科学領域の研究を推進する。(No.85)

- ・ 生体内機能分子を標的とした生命科学研究及び医薬品に関わる物質科学研究を推進する。(No.86)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究所 (食品栄養科学分野)]

- ・ 地域結集型研究開発プログラムのまとめの年にあたり、「茶の安全性及び機能」に関する研究を総括する (No.87)
- ・ 健康の維持・増進に資する栄養素の多面的な作用機構の研究を分子・遺伝子レベルで解析・活用するとともに、疾病リスクを低減させる栄養・食事管理の科学的な根拠を示す人間栄養学の研究を推進する。
- ・ 物理的、化学的及び微生物学的な環境要因と健康・栄養状態との関連性に関する研究を推進する。(No.88)

[環境科学研究所、食品栄養環境科学研究所 (環境科学分野)]

- ・ 公的機関や民間企業等との連携を図りながら、安全で快適な環境の創成に資する研究並びに健康長寿社会及び持続可能社会の実現を目指した研究を推進する。(No.89)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・ 現代韓国朝鮮センター及び広域ヨーロッパ研究センターを中心に、朝鮮半島を含めた東アジア及び太平洋地域、欧米地域の国際問題等について研究を推進する。(No.90)
- ・ グローバル・スタディーズ研究センター等を通じて、多文化共生を視野に入れた社会・文化・言語等に関する研究プロジェクトを企画・実施する。(No.91)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

- ・ これまで個別の教員によって行われてきた経営・情報・総合政策分野を連携・融合させた学際的研究の推進の仕組みづくりについて検討する。(No.92)
- ・ 広範囲にわたるイノベーションを促進する経営・情報・政策に関する研究について、それぞれの分野における研究基盤の整備に着手する。(No.93)
- ・ アセアン(東南アジア)地域に進出した静岡県企業や現地企業の活動状況を調査研究し、研究成果を社会人学習講座等で活用する。(No.94)

[看護学部、看護学研究科]

- ・ 地域住民を交えた健康や看護に関する研究を継続して行う。(No.95)

[グローバル地域センター]

- ・ 「アジア・太平洋(政治・経済・社会)」並びに「危機管理」に関する調査・研究を継続して推進する。また、調査・研究成果等の情報発信、広報(シンポジウムの開催等)を行う。(No.96)

イ 静岡県立大学短期大学部

- ・ 保健・医療・福祉の支援に関する研究を推進する。(No.97)
- ・ 東日本大震災の現地調査等を踏まえた震災時の保健・医療・福祉等についての研究を推進する。(No.98)

(2) 研究の実施体制等

ア 研究の実施体制の整備

- ・ 国内外の研究機関と連携・協力し、共同のセミナーを開催するほか、客員教授制度の積極的な活用を図る。(No.99)
- ・ 教職員の産学官連携の啓発セミナーを行うとともに、産学官連携の連絡会議や他機関の研究発表会等への参加を促進する。(No.100)

- ・ 外部資金獲得のため、部局（短期大学部にあつては学科）ごとの獲得実績を公表するほか、国のプロジェクト事業への応募促進、科学研究費応募申請書作成に関する研修会を実施する。（No.101）
- ・【再掲】部局横断・連携の取組を検討・調整するため、「全学的な重点課題」に関する「全学連携・融合事業推進委員会」（仮称）を設置する。（No.62）

イ 研究環境の整備

- ・ 学術機関リポジトリについて、公開を開始し、コンテンツ数の増加に努める。（No.102）
- ・ 共同利用研究機器の更新は、取得からの経過年数や利用頻度等を勘案し、計画的に実施する。（No.103）
- ・ 臨床研究や動物実験を実施するために作成されたマニュアルに基づき、適切な教育を引き続き実施し、倫理面、動物愛護の観点から意識の共有を図る。また、国際水準に沿った実験動物センターの運営を適切に実施するとともに、設備の充実を図る。（No.104）

ウ 知的財産の創出・活用

- ・ 産学官連携推進本部において、知的財産の出願・管理体制を充実させるとともに、広域的な産学官連携支援組織である東海イノベーションネットワークや静岡技術移転合同会社等を活用して産業界に対して円滑な技術移転を図る。また、教職員対象の知財セミナーの開催、知財に関する全学共通科目を開講する。（No.105）

エ 研究活動の改善

- ・ 外部評価の提言やUSフォーラムなどを通じた相互評価及び教員活動評価制度等を活用して、各部局における研究活動の検証に努め、研究水準の向上を図る。（No.106）
- ・ 研究費の配分について、重点研究分野、若手研究者育成等を考慮しての配分と、早期配分に努める。また、独創的かつ先進的な研究に対して外部評価制度を活用するとともに、部局・分野横断的プロジェクトへの重点配分を行う。（No.107）
- ・ 学外の評価を受けるため、USフォーラムなどの研究成果発表会等を開催するほか、シンポジウム、ホームページ、紀要、機関リポジトリ等により積極的に研究成果や学術情報を公開する。（No.108）

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

<全学的な活動展開>

- ・ 地域貢献推進本部を周知するとともに、同本部を中心に地域連携の推進を図る。
- ・ 健康長寿社会の形成に積極的に貢献していくために、地域との連携を推進する新たな拠点として、健康長寿地域連携センター（仮称）の設置を検討する。（No.109）

<多様な学習機会の提供>

- ・ 地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供するために、薬物療法研修会、薬学生涯研修講座、リカレント講座等の充実を図る。
- ・ 静岡県産業振興財団と連携して総合食品学講座を、また日本栄養士会と連携して、卒前・卒後教育研修会を開催する。
- ・ 医療経営研究センターにおいて、県内病院関係者等を対象にセミナー等を開催し、地域社会に貢献できる人材に学習・研鑽の場を提供する。また、地域経営研究センターにおいては、社会人学習講座として、短期大学部等の外部組織と連携し、医療・福祉等に関する講座を開講する。
- ・ 卒業生を中心に現役看護師に対して、看護技術に関するセミナー等を継続実施する。
- ・ 県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育への協力を継続する。
- ・ 県と共に看護教員継続研修会の実施に協力し、看護教員の養成を行う。
- ・ 短期大学部においては、保健・医療・福祉に関わる職能団体等（静岡県歯科衛生士会、

静岡市社会福祉協議会等)と連携して研修会やイベントを開催・共催する。また、医療機関等と連携して、ホスピタル・プレイ・スペシャリスト(HPS)養成講座を実施する。静岡県介護福祉士会と連携して、介護技術講習会を開催する。(No.110)

- ・ 社会人聴講生制度において、講義科目を積極的に公開するとともに、科目等履修生の受入れや社会人向け学習講座の開設など、リカレント教育を実施する。また、リカレント教育に関するホームページの充実を図る。(No.111)
- ・ 公開講座については、県民のニーズの把握に努め、ニーズに対応したテーマや開催形式により、県内の複数会場で開催する他、静岡市・市内大学共催のリレー講座等を開催する。また、県民を対象とした講演会やシンポジウムなどの開催に努める。(No.112)
- ・ 模擬授業や研究室開放等の周知に努め、多くの児童・生徒が参加するよう取り組む。(No.113)

<社会への提言活動>

- ・ 国際的・学術視点も加えながら、地域の将来の発展に資するシンクタンクの機能を果たすため、地域社会の諸問題の調査・研究及び解決に向けた提言活動を行う。(No.114)

<産学民官の連携>

- ・ 新技術説明会、相談会及び交流会を県内外で開催して企業のニーズと大学の研究シーズのマッチングを進める。(No.115)
- ・ 技術相談会の開催、シーズとニーズのマッチングを行い、85件以上の共同研究、受託研究を実施する。(No.116)
- ・ 静岡市との包括連携協定に基づく包括連携推進協議会において、静岡市と大学のシーズ、ニーズの情報交換を行い、新たな地域連携事業を検討する。
- ・ 県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップとの協働による文化発信活動「ムセイオン静岡」を実施する。
- ・ 「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催するとともに、静岡市や地元自治会が実施する防災訓練への本学の支援方策を検討する。(No.117)

<その他知的資源の地域還元>

- ・ 小鹿キャンパスにおいて、引き続き地域住民の健康づくりに貢献するため、健康度測定、健康に関する相談会を実施する。(No.118)

(2) 県との連携

- ・ 静岡県の各種審議会、委員会等への本学教員の積極的な参画を支援する。また、県の推進する各種プロジェクトに関連した受託研究、共同研究等を実施するとともに、危機管理に関する研究など、静岡県の諸課題の解決のための研究を推進する。(No.119)
- ・ 大学院教育の充実や連携先の業務の活性化を図るため、静岡県の試験研究機関や県立病院等との協定に基づく連携大学院の活動を実施する。(No.120)

(3) 大学との連携

- ・ 大学ネットワーク静岡等が主催する学術フォーラムなどの事業に参加し、県内他大学との学術交流・連携を進める。(No.121)

(4) 高等学校との連携

- ・ 大学における高度な教育・研究に触れるとともに、大学生活の雰囲気を経験する機会として、高校生への公開授業や本学授業への参加、出張講義等を継続して実施し、高等学校との連携を推進する。(No.122)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 海外の大学等との交流の活性化

- ・ 国際交流の効果的な推進及び教育研究のグローバル化に向けた全学的取組方針や体制の強化について検討する。(No.123)
- ・ 日本人学生の海外派遣及び外国人留学生の受入れの拡充に向けて協定校等との協議を進める。また、留学希望者、留学生に対する教育体制及び支援体制の強化について検討する。(No.124)
- ・ 海外協定校を中心に教員の海外研修を支援し、本学での研究・教育をより向上させていくための交流を推進する。(No.125)
- ・ 海外からの研究者及び留学生の滞在に関する支援を継続しつつ、本学として実行可能な充実策の検討を行う。(No.126)

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・ 「静岡健康・長寿学術フォーラム」やグローバル地域センターなどが主催する国際的なシンポジウム、ワークショップをはじめとして、海外からの研究者等を交えた多様な会議や講演等を実施する (No.127)
- ・ 海外協定校を中心に研究者等の招聘を進め、学生への特別講義や教員との共同研究を通し、協定校との教育・研究両面での関係の強化を図る。(No.128)
- ・ 学術文化研究機関等と連携を図り、国際学会、講演会等の企画・開催に努める。(No.129)
- ・ 外国人教員の受入れに関する方針・方策等を検討する。(No.130)
- ・ 各部局の教育の特徴等に応じて、外国語を使用した授業等の導入を検討する。(No.131)

II 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 有機的かつ機動的な業務運営

- ・ 企画機能の強化に向け、他大学の事例を調査し、事務局体制等の課題を整理するとともに、具体的な見直し案の検討を進める。(No.132)
- ・ 教育研究の進展や時代の変化、学生・社会からの要請等に適切に対応するため、博士後期課程設置の可能性も視野に入れながら、学部と研究科の教育研究組織の点検を行う。
- ・ 看護学研究科博士後期課程の設置を検討・準備する。
- ・ 短期大学部においては、歯科衛生学科と社会福祉学科について、引き続き教育や組織のあり方について検討する。また、看護学部移転後の短期大学部附属図書館、キャリア支援センター分所、健康支援センター分所の組織のあり方について検討する。
- ・ 全学的な見地から、教育・研究の課題に的確に対応していくため、教員配置のあり方を検討する。(No.133)
- ・ 学内ヒアリング、他大学調査等による課題整理・検討を進め、本学が発展・改善していくための基本的なビジョンを策定する。(No.134)
- ・ 事務事業の円滑な推進を図るため、担当部署が明確となるよう、事務局各室の所掌事務を見直す。また、看護学部拡充後の大学運営を円滑に行うための事務局体制を検討する。(No.135)
- ・ 大学運営会議や各種委員会などにおいて、教員と事務職員の積極的な意見・情報交換を促し、連携を強化する。(No.136)

(2) 人事の適正化と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・ 労働契約法の改正も踏まえ、研修制度のあり方を検討する。(No.137)
- ・ 法人固有職員の採用方針を定め、平成26年4月からの採用に向けた取組を進める。(No.138)
- ・ 人事委員会制度の適切な運用と、改善に向けての検討(課題整理等)を行う。(No.139)

イ 職員の能力開発

- ・ 職員の知識及び技能向上のため、外部研修制度の積極的な活用と体系化を図るとともに、職員相互研修の試みとして新規職員に対する学内業務説明を実施する。(No.140)

(3) 事務等の生産性の向上

- ・ 業務の効率化を図り、集中化や外製化を促進させるため、各室の業務のマニュアル化を検討する。(No.141)

(4) 監査機能の活用

- ・ 監事監査等の結果も踏まえ、内部監査の項目、実施方法等を検討し、より効果的な監査を行うための課題の分析、見直しを行う。(No.142)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入の確保

- ・ 部局（短期大学部にあつては学科）ごとの獲得実績を基に部局目標を設定するとともに、各種の研究助成金制度について説明会の開催や公募情報をメール等により教員に情報提供して、外部資金獲得の取組を促す。(No.143)
- ・ 講習会・研修会等の受講料収入のほか、施設使用料、広告掲載料などにより、自己収入の増加を図る。
- ・ 短期大学部においては、社会人専門講座(HPS 養成講座・幼稚園教員資格認定試験対策講座)及び介護技術講習会を継続して実施し、自己収入の増加を図る。(No.144)
- ・ 先進的に取り組んでいる他大学等の事例を調査するとともに、基金設置に向けた課題を整理する。(No.145)
- ・【再掲】外部資金獲得のため、部局（短期大学部にあつては学科）ごとの獲得実績を公表するほか、国のプロジェクト事業への応募促進、科学研究費応募申請書作成に関する研修会を実施する。(No.101)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・ 既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の向上に繋がる事業に対して、財務比率（経営指標）の分析結果も考慮し、計画的、戦略的に予算配分を行う。(No.146)
- ・ 施設等の管理委託業務の契約方法や内容を検証し、必要に応じた見直しを行うとともに、光熱水費や事務的経費の更なる節約に努める。(No.147)
- ・ 全学的に光熱水費の使用状況を把握・分析し、学内で公表するなど、教職員及び学生のコスト意識を高める。(No.148)
- ・ 管理的経費は、運営費交付金の削減に合わせ、業務の見直し、経費の節約に努め、前年度比1%以上の削減を図る。(No.149)

(3) 資産の安全かつ効率的・効果的な運用

- ・ 資金運用方針に基づき、効率的な運用に努めるとともに、多様な運用方法の導入可能性を調査・検討する。(No.150)

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 平成21年度に受審した認証評価機関による評価結果（指摘事項等）を踏まえ、各部局の教育研究活動及び業務内容等の改善を図る。(No.151)

2 情報公開・広報等の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進

- ・ 静岡県情報公開条例に基づく実施機関として、積極的な情報公開を行うとともに、教職員を対象に情報公開・個人情報の保護に関する研修会を実施する。(No.152)

(2) 積極的かつ効果的広報の展開

- ・ 部局広報の目的及び対象について学内で認識を共有する。
- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の運用ガイドラインを整備し、Facebook 及び Twitter を活用し、公式サイト及び広報誌「はばたき」に掲載される情報や、学内の出来事などを発信する。
- ・ 学生が活躍する情報を収集するツールを検討する。
- ・ 看護学部入学定員増及び環境系新学科設置に関して、関連学部と連携し、適時適切に情報発信する。(No.153)
- ・ 教員個人のホームページや SNS への取組の参考のため、SNS の運用ガイドライン説明会等を実施する。(No.154)
- ・【再掲】オープンキャンパス、県内国公立 4 大学合同説明会、大学見学、高校訪問、新入生による母校訪問を通じて入試広報を行う。
- ・ 県内高等学校長との懇談会を開催し、入学者選抜のあり方に関する情報交換を行う。
- ・ 入試問題に関する懇談会を開催し、高校教員と意見交換を行う。(No.25)
- ・【再掲】学外の評価を受けるため、US フォーラムなどの研究成果発表会等を開催するほか、シンポジウム、ホームページ、紀要、機関リポジトリ等により積極的に研究成果や学術情報を公開する。(No.108)

IV その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 環境やユニバーサルデザインに配慮して、学内のサインの更新や省エネ照明器具に随時更新を図る。(No.155)
- ・【再掲】施設・設備の劣化度、利用頻度、重要度等を踏まえ、全学的な視点に立って、インシヤルコスト及びランニングコストを勘案した中長期的な改修・更新計画を策定する。
- ・ 組織改編等を見据え、施設の全学的な有効利用策を検討する。(No.65)
- ・【再掲】全学的な教育活動に沿った図書館資料の整備充実に努め、機宜に適った図書館企画等を行うことで図書館資料や施設の利用促進に努める。(No.66)
- ・【再掲】全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。(No.67)
- ・【再掲】情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク機器の更新、老朽化した光ケーブルの敷設替えを行うなど、学内ネットワーク環境の向上を図る。(No.68)
- ・【再掲】図書館活用講座等の各種講習会の開催、及び全学共通科目「情報検索実習」における「図書館での情報検索方法」の授業等を継続して行うとともに、図書館利用者の急増する試験前と試験期間中について、土曜日の開館時間の延長を検討する。(No.73)
- ・【再掲】学術機関リポジトリについて、公開を開始し、コンテンツ数の増加に努める。(No.102)
- ・【再掲】共同利用研究機器の更新は、取得からの経過年数や利用頻度等を勘案し、計画的に実施する。(No.103)

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全衛生管理体制の確保

- ・ 学生・教職員の健康診断を実施する。
- ・ 健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。
- ・ 作業環境測定等の外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備に努める。(局所排気装置及び安全シャワー設置)
- ・ 短期大学部においては、学生・教職員の健康診断を実施し、健康診断結果に基づく事後措置を徹底する。(No.156)

- ・ 危険有害因子を含む実験等を日常的に行う学生・教職員に「安全実験マニュアル」（年次改訂）を配付する。
- ・ 教職員及び学生を対象に安全又は衛生講習会を開催する。(No.157)
- ・ 毒物・劇物、その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図るため、薬品管理システム研修を実施する。
- ・ 教育研究活動によって生じる廃棄物は適切に処理する。(No.158)
- ・ 地域、近隣大学、下宿・アパート業者との情報交換を継続して実施し、学生が安心して安全な生活ができる環境づくりに努める。(No.159)

(2) 危機管理体制の確立等

- ・ 災害等発生時の対応及び平時の予防活動を行う体制を整え、役割・行動を明確にし、危機管理のマニュアルを見直し、教職員へ配付する。
- ・ 学内の重要業務を定義し、事業継続計画の策定について検討する。(No.160)
- ・ 防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。(什器備品の耐震固定措置)
- ・ 全学防災訓練、自衛消防訓練を実施し、災害等に備えるとともに、防災体制の有効性を確認する。(No.161)
- ・ 静岡県、静岡市、地元自治会との連携内容を検討するとともに、他大学との人的・物的な相互支援体制について検討する。
- ・ 連携整備の検討にあたって、グローバル地域センターや防災コンソーシアムなどの関係機関の知見の活用を図る。(No.162)

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重等

- ・ ハラスメント研修を、教職員に対しては部局単位で実施する。
- ・ 学生に対して、年度初めのガイダンスの場でハラスメント相談の周知を図る。
- ・ ハラスメントの事例紹介等を内容としたニュースレターを年2回程度発行するなど、学生・教職員に対し、こまめな啓発活動を実施する。
- ・ 学外者であるハラスメント専門相談員の相談体制の充実を図るとともに、適切な相談対応に資するため、専門家による学内相談員への研修を実施する。
- ・ 平成24年度に実施したセクハラアンケートの結果を踏まえ、セクハラ防止対策の効果的な推進を図る。(No.163)
- ・ ジェンダー、マイノリティに関する全学共通科目を開講し、学生の意識啓発に向けた講演会を開催するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組内容や主要課題を分析・検討する。(No.164)

(2) 法令遵守

- ・ 国・県等が行う法令制度研修会に積極的に参加し、職員の法令知識の向上を図る。
- ・ 法人・大学が開催する各種研修会の中で、法令・法人規程の遵守の周知徹底を図る。
- ・ 「公的研究費等不正防止計画」を推進し、教職員による経理処理の適正化を確保する。
- ・ 研修会への参加等により、監査業務に従事する職員の資質の向上を図るとともに、先進大学の事例の活用・過去事例の蓄積による監査項目、実施方法を検証する。(No.165)

(3) 環境配慮

- ・ 環境に関する教養科目の開講や省資源、省エネルギー、リサイクルなど、様々な教育・研究活動の場面において、啓発活動や環境に配慮した取組を推進し、エコキャンパスの実現に努める。(No.166)
- ・ 【再掲】環境やユニバーサルデザインに配慮して、学内のサインの更新や省エネ照明器具に随時更新を図る。(No.155)

V その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	80	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	
新看護学部棟施設整備	1,215	新看護学部棟施設整備費補助金

(2) 人事に関する計画

- ・ 教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

第1期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)
予 算

平成25年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,770
施設整備費補助金	1,345
自己収入	1,962
授業料収入及び入学金検定料収入	1,891
雑収入	71
受託研究等収入及び寄附金収入等	393
長期借入金収入	0
繰越金等取崩収入	210
計	8,680
支出	
業務費	6,942
教育研究経費	5,323
一般管理費	1,619
施設整備費	1,345
受託研究等経費及び寄附金事業費等	393
長期借入金償還金	0
計	8,680

収支計画

平成25年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7, 2 2 8
経常費用	7, 2 2 8
業務費	6, 1 6 6
教育研究経費	1, 4 0 1
受託研究等経費	2 9 6
人件費	4, 4 6 9
一般管理費	7 3 8
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	3 2 4
臨時損失	0
収入の部	7, 2 2 8
経常利益	7, 2 2 8
運営費交付金	4, 7 7 0
授業料収益	1, 4 5 7
入学金収益	1 9 6
検定料等収益	6 1
受託研究等収益	2 9 6
寄附金収益	5 3
雑益	7 1
資産見返運営費交付金等戻入	2 1 1
資産見返物品受贈額戻入	5 5
資産見返寄附金戻入	5 8
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成25年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	9, 2 2 6
業務活動による支出	7, 0 1 3
投資活動による支出	1, 6 6 7
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	5 4 6
資金収入	9, 2 2 6
業務活動による収入	7, 1 2 5
運営費交付金による収入	4, 7 7 0
授業料及び入学金検定料による収入	1, 8 9 1
受託研究等収入	2 9 6
寄附金収入	9 7
その他の収入	7 1
投資活動による収入	1, 3 4 5
施設費による収入	1, 3 4 5
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	7 5 6